

遊佐町部活動地域クラブ化整備事業補助金交付要綱（案）

令和7年4月1日

告示第●号

（目的及び交付）

第1条 町長は、休日の運動・文化活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化活動を継続して親しめる環境整備を支援するため、休日の部活動地域移行の受け皿となる運営団体に対し、遊佐町補助金の交付に関する規則（昭和44年規則第7号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者は、町内の中学校に在籍して土曜日、日曜日等にスポーツ又は文化活動を行う生徒の受け皿となる総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、地域文化団体その他これらに準ずる団体として町長が特に認めるもの（新規に設立する団体を含み、町内に活動拠点がある。または、法人等の所在地が町内にあるものに限る。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、懇親会費を除く。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額以内の額とし、別表に定める額を限度とする。

（交付申請書）

第5条 交付申請所に添付すべき書類は、規則第3条にかかげるもののほか、中学生が在籍していることを証明する名簿及び運営団体の総会資料その他の事業内容を示す書類とする。

（実績報告書等）

第6条 実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

団体名	補助金の限度額
1 総合型地域スポーツクラブ	・基準額として5,000円／月とする。 ・遊佐中学生一人につき1,000円／月を加算する。
2 スポーツ少年団	・基準額として5,000円／月とする。 ・遊佐中学生一人につき1,000円／月を加算する
3 町長が特に認める団体	・基準額として5,000円／月とする。 ・遊佐中学生一人につき1,000円／月を加算する
4 地域文化団体	・基準額として5,000円／月とする。 ・遊佐中学生一人につき1,000円／月を加算する